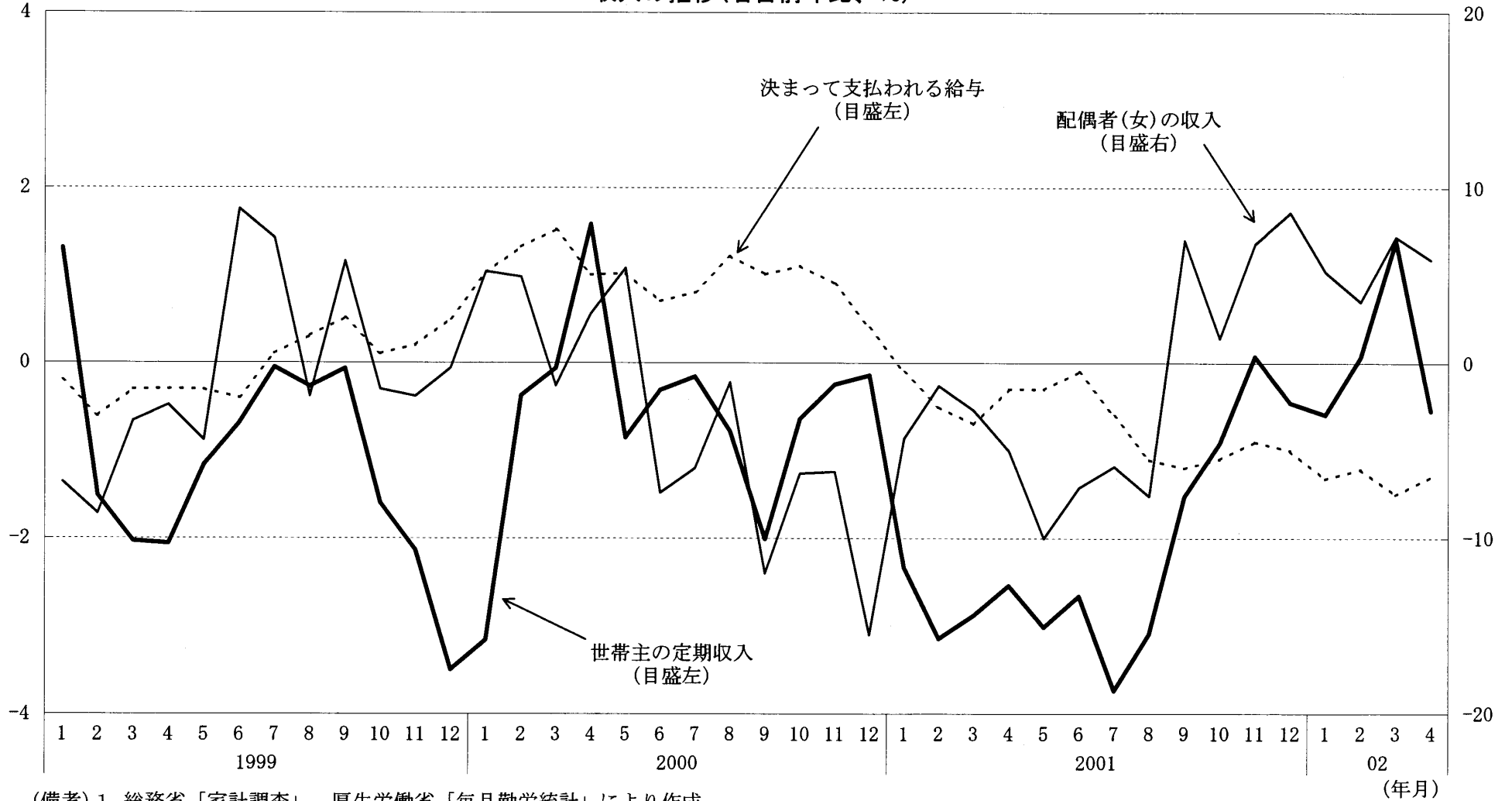


収入の推移(名目前年比、%)



(備考) 1. 総務省「家計調査」、厚生労働省「毎月勤労統計」により作成。  
 2. 決めて支払われる給与とは、所定内給与と所定外給与の合計である。  
 世帯主の定期収入とは、基本的に毎月決めて支給される現金給与で、本給、扶養手当、住宅手当、通勤手当、超過勤務手当などを含む。  
 配偶者(女)の収入とは、世帯主の配偶者(女)が勤め先から得た定期収入、臨時収入、賞与などをいう。